

平成 28年 2月 1日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成28年度税制改正の概要 (平成27年12月24日閣議決定税制改正大綱より速報)

◆ 法人税率の引き下げ

現在の法人税率は23.9%ですが、平成28年4月1日～平成30年3月31日の間に開始する事業年度は23.4%、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については23.2%にそれぞれ引き下げられる予定です。

◆ 繰越欠損金の利用制限の見直し(案)

- ① 資本金1億円超の大法人が対象で、平成27年4月開始事業年度からは65%、引き続き毎年5%ずつ減らして行き平成30年4月開始事業年度までに50%まで利用限度額を縮小する。
中小法人等についてはもともと制限が無かったので改正等の影響はなく課税所得金額まで利用限度額として控除できることになっています。
- ② 現在、9年の欠損金の繰越期間を10年へ延長する開始時期を、平成30年4月1日以後開始事業年度からの予定です。

◆ 減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物付属設備及び構築物の減価償却方法を、定率法から定額法のみ適用になります。

◆ 生産性向上設備に係る固定資産税の軽減措置の創設

中小企業が生産性を高めるために1,600千円以上の生産性向上設備(生産性が旧モデル比で1%以上向上、かつ、販売開始から10年以内のもの)を新たに購入した場合、3年間に限り固定資産税の課税標準が50%減額されます。

◆ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体に対する寄付金は全額損金算入ですが、地域再生法の施行日より地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して寄附を行った場合には更に法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除(約6割の負担軽減)が認められます。

◆ 消費税の軽減税率の導入

平成29年4月1日から消費税が8%から10%に引き上げられますが、消費税増税の負担を緩和するため、以下のものが8%の軽減税率の対象となります。

- ① 飲食料品の譲渡(酒税法に規定する酒類以外の食品表示法に規定する食品の譲渡で外食サービスを除く)。
- ② 定期購読契約が結ばれた週2回以上発行される新聞の購読料。